

公 告

令和8年度ロタウイルス感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、ロタウイルス感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

射水市長 夏野元志



1 接種期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 接種対象者

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）を使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
- (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック）を使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

3 接種方法

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンは、27日以上の間隔をおいて2回経口投与する。
- (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンは、27日以上の間隔をおいて3回経口投与する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

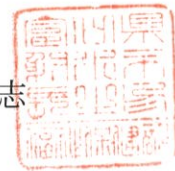
公 告

令和 8 年度 B 型肝炎の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、B 型肝炎の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
1 歳に至るまでの間にある者
※但し、母子感染予防として出生後に B 型肝炎ワクチンの接種を受けた者を除く。
- 3 接種方法
組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを使用し、生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、2 7 日以上の間隔をおいて 2 回接種した後、第 1 回目の注射から 1 3 9 日以上の間隔をおいて追加接種を 1 回行う。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度小児の肺炎球菌感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、小児の肺炎球菌感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降 2 0 価肺炎球菌結合型ワクチンまたは沈降 1 5 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種は、生後 2 月から生後 7 月に至るまでを標準的な接種期間として、2 7 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種は、生後 1 2 月から生後 1 5 月に至るまでを標準的な接種期間として、初回接種終了後 6 0 日間以上の間隔をおいて、生後 1 2 月に至った日以降に 1 回行う。

但し、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は生後 2 4 月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち 2 回目は生後 1 2 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち 3 回目は行わない（追加接種は実施可能）。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・
Hib 感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・Hib 感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンを使用し、初回接種は 2 0 日以上、標準的には 2 0 日から 5 6 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的には 1 2 月から 1 8 月までの間隔をおいて 1 回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度ジフテリア・百日せき・破傷風の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種は 2 0 日以上、標準的には 2 0 日から 5 6 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的には 1 2 月から 1 8 月までの間隔をおいて 1 回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度急性灰白髄炎（ポリオ）の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、急性灰白髄炎（ポリオ）の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法
不活化ポリオワクチンを使用し、初回接種は 2 0 日以上、標準的には 2 0 日から 5 6 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的には 1 2 月から 1 8 月までの間隔をおいて 1 回行う。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度 Hib 感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、Hib 感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種は、生後 2 月から生後 7 月に至るまでを標準的な接種期間として 2 7 日（医師が必要と認めた場合は 2 0 日）以上の間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 1 3 月までの間隔をおいて 1 回行う。

但し、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 1 2 月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度ジフテリア・破傷風の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ジフテリア・破傷風の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
1 1 歳以上 1 3 歳未満の者
- 3 接種方法
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、1 1 歳に達した時から 1 2 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行う。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度結核の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、結核の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
1 歳に至るまでの間にある者
- 3 接種方法
BCG ワクチンを使用し、生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行う。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度麻疹風しんの定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、麻疹風しんの定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 接種対象者

- (1) 第 1 期 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者
- 第 2 期 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の
1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
- (2) 追加措置対象（令和 6 年度対象者で未接種の者）
- 第 1 期 令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれの者
- 第 2 期 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれの者

3 接種方法

乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを使用し、1 回行う。

麻疹又は風しんに罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種として、乾燥弱毒生麻疹ワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンを使用する。また乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを使用することが可能である。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度水痘の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、水痘の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後 1 2 月から生後 1 5 月に達するまでを標準的な接種期間として 1 回目を行い、3 月以上、標準的には 6 月から 1 2 月までの間隔をおいて 2 回目を行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度日本脳炎の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、日本脳炎の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

(1) 第 1 期 生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

第 2 期 9 歳以上 1 3 歳未満の者

(2) 特例対象者

平成 1 8 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までに生まれた者で、2 0 歳未満にある者で第 1 期、第 2 期の接種を受けられなかった者

3 接種方法

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを使用し、第 1 期初回接種は 6 日以上、標準的には 6 日から 2 8 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的にはおおむね 1 年おいて 1 回行う。

第 2 期は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを 1 回接種する。

特例対象者は、接種を受けていない残りの回数を 6 日以上の間隔をおいて接種する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 6 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- 3 接種方法
組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用し、1 5 歳未満で接種開始した場合は、標準的な接種方法として、初回 1 回接種した後、6 月の間隔をおいて 1 回接種する。
1 5 歳以上で接種した場合は、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回接種した後、1 回目から 6 月の間隔をおいて 1 回接種する。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度 RS ウイルス感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、RS ウイルス感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
妊娠 2 8 週から 3 7 週に至るまでの間にある妊婦
- 3 接種方法
組換え RS ウイルスワクチンを使用し、妊娠毎に 1 回行う。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 8 年度高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



- 1 接種期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 接種対象者
 - (1) 65 歳の者
 - (2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 3 接種方法
沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1 回行う。
- 4 接種場所
指定医療機関で行う個別接種とする。

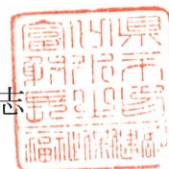
公 告

令和8年度带状疱疹の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、带状疱疹の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

射水市長 夏野元志



1 接種期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 接種対象者

- (1) 令和8年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 接種方法

次に掲げるいずれかの方法により接種する。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、1回行う。
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用し、2月以上（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては1月以上）の間隔をおいて2回行う。

4 実施方法

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和8年度風しん（第5期）の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、風しん（第5期）の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

射水市長 夏野元志



1 接種期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 接種対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、且つ令和7年3月31日までに風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者

3 接種方法

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンを使用し、1回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。